

重要事項説明

令和6年6月1日～重要事項説明書

1、事業者概要と利用になる事業所

事業者名称	いいだクリニック
事業所の所在地	鹿児島市草牟田2丁目17番3号
法人種別	医療法人
代表者氏名	飯田清高
電話番号	099-222-1729

	介護保険法令に基づき鹿児島県知事から指定を受けている事業所名称	介護保険法令に基づき鹿児島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	住所・連絡先
☐	いいだクリニック 居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	鹿児島市草牟田2丁目17番地3 Tel 099-222-1729
☐	いいだクリニック デイケアセンター	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	
☐	いいだクリニック 訪問リハビリ	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	
☐	いいだクリニック 訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	
☐	いいだクリニック 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 (医師・管理栄養士)	

2、事業目的と運営方針

事業目的	医療法人草清会が開設するいいだクリニック居宅療養管理指導（以下「事業所」という）にて提供するサービスの質を確保し、より利用者及びその家族に満足を得て適正な運営を確保していくことを目的とする。
運営方針	生きがいのある生活実現の支援に向けて以下の項目のサービス提供に努める 1. 自立支援 2. 心身機能の回復・維持 3. 健康管理 4. 利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言 5. ご家族の介護負担の軽減・不安解消・介護方法提案 6. 地域医療・保健・福祉サービスとの綿密な連携 7. 管理栄養士が行なう居宅療養管理指導は医師の指示に基づき 栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ないます

3、営業時間

原則以下の通りに営業時間を定めます。但し、利用者の希望などにより以下の限りではありません。

営業日 : 月～土曜日（年末・年始を除く）＊祝日休み

営業時間 : 午前9時～午後7時

※但し電話等での対応は24時間、年中無休にて対応可

4、ご利用事業所の勤務体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務体制
医師	1人 以上	常勤1名以上 午前9時～午後7時 1名以上
管理栄養士	1人 以上	常勤1名以上 午前9時～午後4時 1名以上

5、利用料

要支援1 ～ 要介護5

(1) 医師が行う居宅療養管理指導 (1回につき) (月2回限度)

居宅療養管理指導(Ⅰ)	利用者負担		
《在宅時医学総合管理料等の非算定月》	1割	2割	3割
単一建物居住者が1人	515円	1,030円	1,545円
単一建物居住者が2～9人	487円	974円	1,461円
単一建物居住者が10人以上	446円	892円	1,338円
居宅療養管理指導(Ⅱ)	利用者負担		
《在宅時医学総合管理料等を算定月》	1割	2割	3割
単一建物居住者が1人	299円	598円	897円
単一建物居住者が2～9人	287円	574円	861円
単一建物居住者が10人以上	260円	520円	780円

(2) 管理栄養士が行う居宅管理指導 (1回につき)(月2回限度)

介護保険負担割合	利用者負担		
	1割	2割	3割
単一建物居住者が1人	545円	1,090円	1,635円
単一建物居住者が2～9人	487円	974円	1,461円
... 単一建物居住者が10人以上	444円	888円	1,332円

※平成27年8月1日より所得に応じ、2割負担になる利用者様もいらっしゃいます。

詳細は、鹿児島市発行の介護保険負担割合証をご覧ください。

○基本料金以外の料金

(1) 訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に関する電話相談の場合は、保険として取り扱われるため、別途かかります。

(2) 通常のサービス実施地域をこえる地域に訪問する必要がある場合には、その交通費として一律500円の支払いが必要になります。

通常のサービス実施地域 : 鹿児島市

6、苦情申立窓口

サービス事業所は利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

(1) いいだクリニック窓口 サービス向上委員会 TEL 222-1729

また、以下の相談窓口もございます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 介護保険課給付係	〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 TEL 099-216-1280 受付 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険 国保連合会 介護保険課介護相談室	〒890-0064 鹿児島市鴨池 6-6 鴨池南国ビル 7 階 TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付 9:00～17:00
「福祉サービス運営適正化 委員会事務局」 鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター5 階 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付 9:00～16:00

7、緊急時の対応方法

利用者様の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先へ連絡致します。

利用者の主治医	氏名	飯田清高
	医療機関の名称	医療法人草清会 いいだクリニック
	所在地	鹿児島市草牟田2丁目17-3
	電話番号	099-222-1729
いいだクリニック	氏名	飯田清高
	医療機関の名称	医療法人草清会 いいだクリニック
	所在地	鹿児島市草牟田2丁目17-3
	電話番号	099-222-1729
	入院設備	有り
緊急連絡先	協力(連携)医療機関	南風病院 (TEL 099-226-9111)
	氏名	
	住所	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

8、ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1 事業所内に置いておこなれる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要

な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9、高齢者虐待防止の推進

虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 1 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 2 当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 4 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：理事長 氏名：飯田 清高

10、感染症対策の強化

感染症対策について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11、業務継続に向けた取り組みの強化

業務継続に向けた取り組みについて

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。